

平成4年11月19日付け4畜A第2651号  
最終改正：令和8年3月30日付け7畜産第3326号  
農林水産省畜産局長通知

都道府県知事あて  
地方農政局長あて  
北海道農政事務所長  
内閣府沖縄総合事務局長あて  
独立行政法人家畜改良センター理事長あて  
一般社団法人日本家畜人工授精師協会会長あて  
公益社団法人日本獣医師会会長あて  
一般社団法人日本ホルスタイン登録協会会長あて  
日本ジャージー登録協会会長あて  
公益社団法人全国和牛登録協会会長理事あて  
一般社団法人日本あか牛登録協会会長あて  
一般社団法人日本短角種登録協会会長あて  
一般社団法人日本養豚協会会長あて  
公益財団法人ジャパン・スタッドブック・インターナショナル理事長あて  
公益社団法人日本馬事協会会長あて  
公益社団法人畜産技術協会会長あて  
一般社団法人北海道酪農畜産協会会長あて  
その他講習会指定開催者長あて

農林水産省畜産局長

家畜人工授精に関する講習会、家畜人工授精及び家畜体内受精卵移植に関する講習会並びに家畜人工授精並びに家畜体内受精卵移植及び家畜体外受精卵移植に関する講習会の運営等について

家畜人工授精師を養成するための講習会の運営等を下記の通り定めたので了知されるとともに、関係者への周知徹底等に遺憾のないようにされたい。

## 記

### 第1 講習会の運営について

#### 1 講習会の科目、内容及び時間について

家畜人工授精に関する講習会、家畜人工授精及び家畜体内受精卵移植に関する講習会並びに家畜人工授精並びに家畜体内受精卵移植及び家畜体外受精卵移植に関する講習会（以下「講習会」と総称する。）において課すべき科目及びその時間については、家畜改良増殖法施行規則（昭和25年農林省令第96号。以下「規則」という。）第23条に規定されているが、その内容等の細目は、家畜人工授精に関する講習会にあつては別表第1のとおりとし、家畜人工授精及び家畜体内受精卵移植に関する講習会にあつては別表第2のとおりとし、家畜人工授精並びに家畜体内受精卵移植及び家畜体外受精卵移植に関する講習会にあつては別表第3のとおりとする。

なお、規則第23条第1項、第2項及び第3項は、講習会において課すべき必要最小限度の科目及びその時間数を規定したものであり、これらの科目の内容については、技術の変化等に応じて当然改善されるべきものであると考えられることから、講習会の開催に当たっては、このような趣旨を踏まえ、所要の科目の追加及び内容の改善、時間の延長等必要な措置を講ずるものとする。

#### 2 講習会の開催期間

講習会の開催に当たっては、受講者の便宜を考慮してその開催期間が家畜人工授精に関する講習会にあつては、おおむね1ヶ月を、家畜人工授精及び家畜体内受精卵移植に関する講習会並びに家畜人工授精並びに家畜体内受精卵移植及び家畜体外受精卵移植に関する講習会にあつては、おおむね2ヶ月以内とする。

#### 3 講習会の開催方法

講習会において課すべき科目のうち学科については、規則第23条及び上記1により規定された科目の内容及び時間の要件を満たした上で、開催者や受講者の通信状況等に応じてオンライン形式により開催することが可能である。

なお、オンライン形式により開催する場合、映像により受講状況を確認する等により、受講者が規定された内容及び時間の講義を受講していることを確認できる状態で実施するものとする。また、農林水産大臣の指定する者においては、配信する映像等を管理する者の所在地を講習会の開催場所とする。さらに、講義の録画映像を配信する場合は、別途質疑応答の機会を設ける等

の措置を講じ、ライブ形式や開催場所での受講と比べて受講者の習熟度に差が生じないように配慮するものとする。

このほか、受講申請書類の提出や受講料納付等の一連の手続についても、通信状況等に応じ、メールやオンラインシステムによるデータの提出や電子納付の利用等オンラインにより行うことができる。

#### **4 講習会の共催等**

講習会は、複数の都道府県又は農林水産大臣の指定する者により共催することや、外部の講師、施設、機械器具又は家畜を活用することができる。

なお、これらによる講習会の開催に当たっては、関係者間で役割分担や防疫対策等について十分な協議を行うものとする。

#### **5 その他**

法第16条第2項の「家畜の種類別」については、めん羊及び山羊は同一種類として実施する。

### **第2 修業試験の運営について**

#### **1 修業試験の受験に必要な受講時間**

規則第24条の2第8項、第9項及び第10項の規定による受講時間の短縮は、受講者がその科目について十分な知識及び技能を有すると認められる場合について行う。

#### **2 修業試験の合格基準及び合格基準の公表**

修業試験の合格基準は、100点満点で全科目（実習を含む。）平均60点以上（50点未満の科目が2以上ある場合、又は40点以下の科目がある場合を除く。）とする。

なお、修業試験の合格基準は、受験要領に記載すること等により公表する。

#### **3 修業試験の問題の公表**

修業試験の試験問題については、試験終了後、速やかに公表するものとする。

#### **4 その他**

- (1) 規則第24条の2第6項の「免除を受けようとする科目を修めたことを証する書面」及び規則第25条第1項の「修業試験合格者名簿」の様式は、それぞれ別記様式第1号及び第2号による。
- (2) 規則第24条の2第7項の「講習会の修業試験に合格していることを証す

る書面」については、規則第25条第1項の修業試験に合格した旨の証明書若しくはその写し又は家畜人工授精師免許証の写しとする。

### 第3 講習会の開催者の指定等について

#### 1 講習会の開催者の指定の基準等

- (1) 講習会に係る規則第22条第1項第1号イの「獣医学又は畜産学に関する学部又は学科」とは、①家畜人工授精に関する講習会にあってはおおむね規則第23条第1項各号に掲げる科目を、②家畜人工授精及び家畜体内受精卵移植に関する講習会にあってはおおむね同条第2項各号に掲げる科目を、③家畜人工授精並びに家畜体内受精卵移植及び家畜体外受精卵移植に関する講習会にあってはおおむね同条第3項各号に掲げる科目を教授している学部又は学科をいうものとする。
- (2) 講習会に係る規則第22条第1項第1号ロの「畜産学に関する専門課程」とは、①家畜人工授精に関する講習会にあってはおおむね規則第23条第1項各号に掲げる科目を、②家畜人工授精及び家畜体内受精卵移植に関する講習会にあってはおおむね同条第2項各号に掲げる科目を、③家畜人工授精並びに家畜体内受精卵移植及び家畜体外受精卵移植に関する講習会にあってはおおむね同条第3項各号に掲げる科目を教授している専門課程をいうものとする。
- (3) 講習会に係る規則第22条第1項第2号、第2項第2号及び第3項第2号の「必要な知識及び技能を有する適当な数の講師」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学において修める獣医学又は畜産学を教授するのに必要な程度の知識及び技能を有し、かつ、①家畜人工授精に関する講習会にあっては家畜人工授精の業務に、②家畜人工授精及び家畜体内受精卵移植に関する講習会にあっては家畜人工授精及び家畜体内受精卵移植の業務に、③家畜人工授精並びに家畜体内受精卵移植及び家畜体外受精卵移植に関する講習会にあっては家畜人工授精並びに家畜体内受精卵移植及び家畜体外受精卵移植の業務に1年以上従事している2名以上の講師をいうものとする。
- (4) 講習会に係る規則第22条第1項第3号の「必要な施設、機械器具及び家畜」とは、規則第23条第1項に掲げる科目を教授するのに十分な広さの施設、家畜人工授精用精液の採取、検査、処理、保存及び雌畜への注入を教授するのに必要な機械器具並びに受講者3名につき1頭以上の家畜をいうものとする。
- (5) 講習会に係る規則第22条第2項第3号の「必要な施設、機械器具及び家畜」とは、規則第23条第1項に掲げる科目を教授するのに十分な広さの施

- 設、①家畜人工授精用精液の採取、検査、処理、保存及び雌畜への注入、②家畜体内受精卵の採取、検査、処理、保存及び雌畜への移植を教授するのに必要な機械器具並びに受講者3名につき1頭以上の家畜をいうものとする。
- (6) 講習会に係る規則第22条第3項第3号の「必要な施設、機械器具及び家畜」とは、規則第23条第3項に掲げる科目を教授するのに十分な広さの施設、①家畜人工授精用精液の採取、検査、処理、保存及び雌畜への注入、②家畜体内受精卵の採取、検査、処理、保存及び雌畜への移植、③家畜卵巣の採取、家畜未受精卵の採取及び処理、家畜体外受精、家畜体外受精卵の検査、処理及び保存を教授するのに必要な機械器具並びに受講者3名につき1頭以上の家畜をいうものとする。
- (7) 規則第22条第1項第1号のいずれかに該当する者は、(3)から(6)までの基準を満たす適当な数の講師等を自らが有さない場合であっても、同号に該当する複数の者と共催することや、外部の講師、施設、機械器具又は家畜を活用することにより、当該基準を満たすことができる場合は、これらの対応を前提として、講習会の開催者の指定を受けることができる。
- (8) 農林水産大臣の指定する者が他の農林水産大臣の指定する者と共催する場合、当該講習会の開催においても、(3)から(6)までの基準を満たすものとする。

## 2 講習会の開催者の指定及びその取消しの申請書

規則第21条の指定の申請書及び規則第22条の3第1項の指定の取消しの申請書は、それぞれ別記様式第3号及び第4号によるものとする。

なお、農林水産大臣の指定を受けた後、外部の施設等の活用により、規則第21条第1号から第3号までに規定する事項について変更が生じる場合には、別記様式第5号により、既存の指定の取消し及び変更後の内容による指定の申請を行うものとする。

## 3 申請書等の提出手続

規則第21条の申請書、規則第22条の3の指定の取消し申請書を農林水産省畜産局長あて提出するものとする。なお、それぞれの申請書の提出は、メール等の電磁的方法により行うことができる。

また、規則第22条第1項第1号のいずれかに該当する複数の者が共催することを前提に指定を受ける場合にあっては、連名により申請書を提出するものとする。

## 4 その他

家畜人工授精及び家畜体内受精卵移植に関する講習会について家畜体内受精卵移植に関する講習会を、家畜人工授精並びに家畜体内受精卵移植及び家畜体外受精卵移植に関する講習会について家畜体内受精卵移植及び家畜体外受精卵移植に関する講習会又は家畜体外受精卵移植に関する講習会を、それぞれ部分的に開催する場合は、それぞれ本規定中の該当する部分を準用するものとする。

また、別記様式第2号中の家畜の種類及び講習会の別の欄は、実際に開催した講習会の名称を記載するものとする。

## 別表第 1

## 家畜人工授精に関する講習会において課すべき科目及びその時間の細目

科 目	内 容	時 間
1 学科		
(1) 一般科目		
①畜産概論	1 我が国畜産の沿革及び特徴 2 家畜の主要品種の特徴 3 主要畜産物（乳・肉等）の生産に關与する要因 4 家畜飼養管理とアニマルウェルフェア	4時間
②家畜の栄養	1 家畜における消化及び吸収の仕組み 2 飼料の種類及び特性 3 飼料の配合及び給与	3時間
③家畜の飼養管理	1 家畜に対する環境の影響 2 畜舎等畜産施設の種類及び特性 3 一般的飼養管理方法	3時間
④家畜の育種	1 家畜の遺伝の原理 2 家畜の主要形質の遺伝 3 家畜の選抜方法及びその特徴 4 家畜の交配方法及びその特徴 5 能力検定 6 家畜の登録制度	7時間
⑤関係法規	1 家畜改良増殖法 2 家畜遺伝資源に係る不正競争の防止に関する法律 3 家畜伝染病予防法 4 獣医師法	5時間
(2) 専門科目		
①生殖器解剖	1 生殖器の形態及び機能 2 精子形成及び卵子形成	5時間
②繁殖生理 (神経・内分泌及び 雌繁殖生理)	1 繁殖機能に係るホルモン及び神経 2 性ホルモンの種類及び作用 3 繁殖の周期性及び性成熟 4 発情周期に伴う生殖器及び行動の変化 5 受精及び受精卵の発育 6 胚、胎児の発育及び妊娠による母体の変化 7 分娩の経過及び分娩後の繁殖機能	13時間

科 目	内 容	時 間
③精子生理 (雄繁殖生理)	8 射精の機序	7 時間
	9 繁殖障害の概念及び原因	
	1 精液量及び精子数並びに精液の理化学的性状	
	2 精子の形態及び構造	
④種付けの理論 (妊娠と分娩)	3 精子の機能	4 時間
	4 精液性状及び精子機能に関する要因	
	1 雌生殖器内における精子及び卵子の移動及びその機能の変化	
	2 授精(交配)適期	
⑤家畜人工授精及び 家畜人工授精用精 液の保存	1 人工授精技術の発展の歴史	17 時間
	2 人工授精の意義及び得失	
	3 精液の採取	
	4 精液及び精子の検査	
	5 保存液の特性及び精液の希釈	
	6 精液の液状保存及び凍結保存	
	7 精液の注入	
	8 人工授精用器具等の種類及び特性	
	9 消毒の原理及び方法	
2 実習		
(1) 家畜の飼養管理	1 家畜の取扱い及び家畜の手入れ 2 畜舎等畜産施設の管理及び取扱い 3 飼料給与	4 時間
(2) 家畜の審査	1 家畜の体尺測定 2 体型審査	7 時間
(3) 生殖器解剖	生殖器の解剖	4 時間
(4) 発情鑑定	発情の発見及び鑑定	6 時間
(5) 精液精子検査法	精液及び精子の検査法	8 時間
(6) 家畜人工授精及 び家畜人工授精用 精液の保存	1 精液の採取法 2 保存液の調整及び精液の希釈法 3 精液の液状保存法及び凍結保存法 4 精液の注入法 5 人工授精用器具等の取扱い 6 消毒の方法 7 人工授精関係帳簿及び証明書の記載方法	45 時間

注1 1(1)①4「家畜飼養管理とアニマルウェルフェア」については、既に講習会の開催者の指定を受けた者にあつては、1(1)一般科目の中で当該内容について講義を行うことにより、開催者の要件を満たすものとする。

注2 1(2)の②繁殖生理(神経・内分泌及び雌繁殖生理)、③精子生理(雄繁殖生理)及

び④種付けの理論（妊娠と分娩）に該当するものにあたっては、合わせて24時間以上の講義を行っていることで可とする。

別表第2

家畜人工授精及び家畜体内受精卵移植に関する講習会において課すべき科目及びその時間の細目

科 目	内 容	時 間
1 学科		
(1) 一般科目		
①畜産概論	1 我が国畜産の沿革及び特徴 2 家畜の主要品種の特徴 3 主要畜産物（乳・肉等）の生産に関する要因 4 家畜飼養管理とアニマルウェルフェア	4時間
②家畜の栄養	1 家畜における消化及び吸収の仕組み 2 飼料の種類及び特性 3 飼料の配合及び給与	3時間
③家畜の飼養管理	1 家畜に対する環境の影響 2 畜舎等畜産施設の種類及び特性 3 一般的飼養管理方法	3時間
④家畜の育種	1 家畜の遺伝の原理 2 家畜の主要形質の遺伝 3 家畜の選抜方法及びその特徴 4 家畜の交配方法及びその特徴 5 能力検定 6 家畜の登録制度	7時間
⑤関係法規	1 家畜改良増殖法 2 家畜遺伝資源に係る不正競争の防止に関する法律 3 家畜伝染病予防法 4 獣医師法	5時間
(2) 専門科目		
①生殖器解剖	1 生殖器の形態及び機能 2 精子形成及び卵子形成	5時間
②繁殖生理 (神経・内分泌及び 雌繁殖生理)	1 繁殖機能に係るホルモン及び神経 2 性ホルモンの種類及び作用 3 繁殖の周期性及び性成熟 4 発情周期に伴う生殖器及び行動の変化 5 受精及び受精卵の発育 6 胚、胎児の発育及び妊娠による母体の変化	13時間

科 目	内 容	時 間
③精子生理 (雄繁殖生理)	7 分娩の経過及び分娩後の繁殖機能 8 射精の機序 9 繁殖障害の概念及び原因 1 精液量及び精子数並びに精液の理化学的性状 2 精子の形態及び構造 3 精子の機能 4 精液性状及び精子機能に関する要因	7時間
④種付けの理論 (妊娠と分娩)	1 雌生殖器内における精子及び卵子の移動及びその機能の変化 2 授精(交配)適期	4時間
⑤家畜人工授精及び 家畜人工授精用精 液の保存	1 人工授精技術の発展の歴史 2 人工授精の意義及び得失 3 精液の採取 4 精液及び精子の検査 5 保存液の特性及び精液の希釈 6 精液の液状保存及び凍結保存 7 精液の注入 8 人工授精用器具等の種類及び特性 9 消毒の原理及び方法	17時間
⑥体内受精卵移植概 論	1 体内受精卵移植技術の沿革と制度 2 体内受精卵移植の意義及び得失 3 体内受精卵の採取、処理及び移植	8時間
⑦受精卵の生理及び 形態	1 細胞の構造と生理 2 細胞の病理 3 受精卵の生理及び形態 4 胚の発生 5 受精卵及び胚の代謝	16時間
⑧体内受精卵の処理 及び保存	1 細胞維持の基礎理論 2 体内受精卵維持の方法と保存液 3 体内受精卵の検査及び処理 4 体内受精卵の凍結保存 5 微生物による汚染と防止法	16時間
⑨受精卵の移植	1 移植の条件及び移植適期 2 凍結受精卵の融解 3 受精卵の移植方法 4 受精卵の着床	8時間

科 目	内 容	時 間
2 実習		
(1) 家畜の飼養管理	1 家畜の取扱い及び家畜の手入れ 2 畜舎等畜産施設の管理及び取扱い 3 飼料給与	4 時間
(2) 家畜の審査	1 家畜の体尺測定 2 体型審査	7 時間
(3) 生殖器解剖	生殖器の解剖	4 時間
(4) 発情鑑定	発情の発見及び鑑定	6 時間
(5) 精液精子検査法	精液及び精子の検査法	8 時間
(6) 家畜人工授精及び家畜人工授精用精液の保存	1 精液の採取法 2 保存液の調整及び精液の希釈法 3 精液の液状保存法及び凍結保存法 4 精液の注入法 5 人工授精用器具等の取扱い 6 消毒の方法 7 人工授精関係帳簿及び証明書の記載方法	4 5 時間
(7) 体内受精卵の処理及び保存	1 検査、処理器具の取扱い及び消毒法 2 保存液の調整取扱い及び滅菌法 3 体内受精卵の検査 4 体内受精卵の取扱い技術 5 体内受精卵の短期保存技術 6 体内受精卵の凍結技術	5 0 時間
(8) 受精卵の移植	1 受精卵移植用器具の取扱い及び消毒法 2 移植適期の把握 3 凍結受精卵の融解技術 4 受精卵の移植技術 5 受精卵移植関係帳簿及び証明書の記載方法	2 6 時間

注1 1 (1) ①4「家畜飼養管理とアニマルウェルフェア」については、既に講習会の開催者の指定を受けた者にあつては、1 (1) 一般科目の中で当該内容について講義を行うことにより、開催者の要件を満たすものとする。

注2 1 (2) の②繁殖生理（神経・内分泌及び雌繁殖生理）、③精子生理（雄繁殖生理）及び④種付けの理論（妊娠と分娩）に該当するものにあつては、合わせて24時間以上の講義を行っていることで可とする。

別表第3

家畜人工授精並びに家畜体内受精卵移植及び家畜体外受精卵移植に関する講習会において課すべき科目及びその時間の細目

科 目	内 容	時 間
1 学科		
(1) 一般科目		
①畜産概論	1 我が国畜産の沿革及び特徴 2 家畜の主要品種の特徴 3 主要畜産物（乳・肉等）の生産に關与する要因 4 家畜飼養管理とアニマルウェルフェア	4時間
②家畜の栄養	1 家畜における消化及び吸収の仕組み 2 飼料の種類及び特性 3 飼料の配合及び給与	3時間
③家畜の飼養管理	1 家畜に対する環境の影響 2 畜舎等畜産施設の種類及び特性 3 一般的飼養管理方法	3時間
④家畜の育種	1 家畜の遺伝の原理 2 家畜の主要形質の遺伝 3 家畜の選抜方法及びその特徴 4 家畜の交配方法及びその特徴 5 能力検定 6 家畜の登録制度	7時間
⑤関係法規	1 家畜改良増殖法 2 家畜遺伝資源に係る不正競争の防止に関する法律 3 家畜伝染病予防法 4 獣医師法	5時間
(2) 専門科目		
①生殖器解剖	1 生殖器の形態及び機能 2 精子形成及び卵子形成	5時間
②繁殖生理 (神経・内分泌及び 雌繁殖生理)	1 繁殖機能に係るホルモン及び神経 2 性ホルモンの種類及び作用 3 繁殖の周期性及び性成熟 4 発情周期に伴う生殖器及び行動の変化 5 受精及び受精卵の発育 6 胚、胎児の発育及び妊娠による母体の変化	13時間

科 目	内 容	時 間
③精子生理 (雄繁殖生理)	7 分娩の経過及び分娩後の繁殖機能 8 射精の機序 9 繁殖障害の概念及び原因 1 精液量及び精子数並びに精液の理化学的性状 2 精子の形態及び構造 3 精子の機能 4 精液性状及び精子機能に関する要因	7 時間
④種付けの理論 (妊娠と分娩)	1 雌生殖器内における精子及び卵子の移動及びその機能の変化 2 授精(交配)適期	4 時間
⑤家畜人工授精及び 家畜人工授精用精 液の保存	1 人工授精技術の発展の歴史 2 人工授精の意義及び得失 3 精液の採取 4 精液及び精子の検査 5 保存液の特性及び精液の希釈 6 精液の液状保存及び凍結保存 7 精液の注入 8 人工授精用器具等の種類及び特性 9 消毒の原理及び方法	1 7 時間
⑥体内受精卵移植概 論	1 体内受精卵移植技術の沿革と制度 2 体内受精卵移植の意義及び得失 3 体内受精卵の採取、処理及び移植	8 時間
⑦受精卵の生理及び 形態	1 細胞の構造と生理 2 細胞の病理 3 受精卵の生理及び形態 4 胚の発生 5 受精卵及び胚の代謝	1 6 時間
⑧体内受精卵の処理 及び保存	1 細胞維持の基礎理論 2 体内受精卵維持の方法と保存液 3 体内受精卵の検査及び処理 4 体内受精卵の凍結保存 5 微生物による汚染と防止法	1 6 時間
⑨受精卵の移植	1 移植の条件及び移植適期 2 凍結受精卵の融解 3 受精卵の移植方法 4 受精卵の着床	8 時間

科 目	内 容	時 間
⑩体外受精卵移植概論	1 体外受精卵移植技術の沿革と制度 2 体外受精卵移植技術の意義と得失 3 卵巣の採取、未受精卵の採取及び処理 体外授精、体外受精卵の処理	3時間
⑪体外受精卵の生産	1 卵巣の取扱い 2 未受精卵の採取及び検査その他の処理 3 体外授精 4 体外受精卵の検査その他の処理	4時間
2 実習		
(1) 家畜の飼養管理	1 家畜の取扱い及び家畜の手入れ 2 畜舎等畜産施設の管理及び取扱い 3 飼料給与	4時間
(2) 家畜の審査	1 家畜の体尺測定 2 体型審査	7時間
(3) 生殖器解剖	生殖器の解剖	4時間
(4) 発情鑑定	発情の発見及び鑑定	6時間
(5) 精液精子検査法	精液及び精子の検査法	8時間
(6) 家畜人工授精及び家畜人工授精用精液の保存	1 精液の採取法 2 保存液の調整及び精液の希釈法 3 精液の液状保存法及び凍結保存法 4 精液の注入法 5 人工授精用器具等の取扱い 6 消毒の方法 7 人工授精関係帳簿及び証明書の記載方法	45時間
(7) 体内受精卵の処理及び保存	1 検査、処理器具の取扱い及び消毒法 2 保存液の調整取扱い及び滅菌法 3 体内受精卵の検査 4 体内受精卵の取扱い技術 5 体内受精卵の短期保存技術 6 体内受精卵の凍結技術	50時間
(8) 受精卵の移植	1 受精卵移植用器具の取扱い及び消毒法 2 移植適期の把握 3 凍結受精卵の融解技術 4 受精卵の移植技術 5 受精卵移植関係帳簿及び証明書の記載方法	26時間
(9) 体外受精卵の生産	1 培養液の調整・取扱い及び滅菌法 2 卵巣の取扱い	21時間

科 目	内 容	時 間
	3 未受精卵の採取及び検査その他の処理 4 体外授精 5 体外受精卵の検査その他の処理 6 体外受精卵生産関係帳簿及び証明書の記載方法	

注1 1(1)①4「家畜飼養管理とアニマルウェルフェア」については、既に講習会の開催者の指定を受けた者にあつては、1(1)一般科目の中で当該内容について講義を行うことにより、開催者の要件を満たすものとする。

注2 1(2)の②繁殖生理(神経・内分泌及び雌繁殖生理)、③精子生理(雄繁殖生理)及び④種付けの理論(妊娠と分娩)に該当するものにあつては、合わせて24時間以上の講義を行っていることで可とする。

別記様式第1号

学 科 目 取 得 証 明 書

住 所  
氏 名

大学等で履修した 学科目名	修めた単位又は 時間数	修めた年月日	備 考
------------------	----------------	--------	-----

頭書の者は、上記のとおり、学科目を履修し、単位（時間）を修めたことを証明する。

年 月 日

長

住 所  
氏 名

(記載上の注意)

証明する者は、学校教育法に基づく大学で総合大学にあつては学部長、学校教育法に基づく大学で単科大学にあつては学長又は学校長、その他農林水産大臣の指定する教育機関にあつては当該機関の長を原則とする。

修業試験合格者名簿

1 開催者の住所・氏名

2 家畜の種類並びに家畜人工授精に関する講習会、家畜人工授精及び家畜体内受精卵移植に関する講習会又は家畜人工受精並びに家畜体内受精卵移植及び家畜体外受精卵移植に関する講習会の別

3 開催場所

4 開催期日

5 修業試験合格者

氏名	生年月日	職業	現住所
(総数 人)			

最終卒業学校名	卒業年次	備考

講習会開催者指定申請書

年 月 日

農林水産大臣 殿

住 所  
名 称  
代表者氏名

家畜改良増殖法第16条第2項の指定を受けたいので、家畜改良増殖法施行規則第21条の規定により、下記により申請します。

記

1 家畜の種類並びに家畜人工授精に関する講習会、家畜人工授精及び家畜体内受精卵移植に関する講習会又は家畜人工授精並びに家畜体内受精卵移植及び家畜体外受精卵移植に関する講習会の別

2 講習会の開催場所

3 講習会において課すべき科目及びその時間

	講 習 科 目	講 習 時 間
学 科		
実 習		

4 講師の氏名、担当科目及び略歴

氏 名	担 当 科 目	略 歴	備 考

5 講習会の用に供する施設、機械器具及び家畜の概要

講習会開催者指定取消し申請書

年 月 日

農林水産大臣 殿

住 所  
名 称  
代表者氏名

家畜改良増殖法施行規則第22条の3第1項の規定により講習会開催者の指定の取消しを受けたいので、下記により申請します。

記

申請の理由

講習会開催者指定取消し及び指定に係る申請書

年 月 日

農林水産大臣 殿

住 所  
名 称  
代表者氏名

家畜改良増殖法施行規則第22条の3第1項の規定により講習会開催者の指定の取消しを申請するとともに、改めて指定を受けたいので、家畜改良増殖法施行規則第21条の規定により、下記により申請します。

記

1 家畜の種類並びに家畜人工授精に関する講習会、家畜人工授精及び家畜体内受精卵移植に関する講習会又は家畜人工授精並びに家畜体内受精卵移植及び家畜体外受精卵移植に関する講習会の別

2 講習会の開催場所

3 講習会において課すべき科目及びその時間

	講 習 科 目	講 習 時 間
学 科		
実 習		

4 講師の氏名、担当科目及び略歴

氏 名	担当科目	略 歴	備 考

5 講習会の用に供する施設、機械器具及び家畜の概要